

計画書

東播都市計画地区計画の決定（加東市決定）

都市計画下ノ山地区地区計画を次のように決定する。

名 称		下ノ山地区地区計画
位 置		加東市下滝野字奥瀬、字下ノ山、字張町、字百代寺及び字林之元の各一部
区 域		計画図表示のとおり
面 積		約 6. 3ヘクタール
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区計画は、周辺の市街化調整区域における営農環境等に配慮しつつ、既存の加東市立滝野中学校の用地を活かし整備する滝野地域の小中一貫校など、公共公益施設の集積を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	周辺環境に配慮しながら公共公益施設の集積を図るため、土地利用を推進する。
	建築物等の整備の方針	周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な公共公益施設の立地を推進するため、建築物等の用途制限、壁面の位置の制限を定める。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、この地区計画の決定告示の際、現に存するものについては、この限りでない。 (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）別表第 2（い）項第 4 号、第 6 号及び第 9 号に掲げるもの (2) 法別表第 2（は）項第 3 号、第 4 号及び第 7 号に掲げるもの
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 1m 以上とする。ただし、この地区計画の決定の告示の際現に存するものについては、この限りでない。

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

理由書

本地区は、加東市西部に位置する下滝野地区において、昭和 22 年から中学校が立地する滝野地域における教育の中心となっている地区である。

本市における小中一貫教育の推進に当たり、本地区内に立地する加東市立滝野中学校を中心に滝野地域の小中一貫校を整備する。さらに、児童厚生施設等の公共公益施設の集積を図るため地区計画を決定する。